

SHINSHU

SUZAKA

2025.12.1

須坂の 町並み だより

No.30

重伝建地区内の修理・修景に関する補助金を希望される方は
1月30日(金)までにご相談ください

1 現状変更行為を行うときはご相談をお願いします

現状変更行為とは、建築物(地区内にある全ての建物)や工作物(門、塀、石積みなど土地に定着する全てのもの)を新しく設置、外観の変更を伴う改築や外壁の塗装などを行うことです。これらを現状から変更するときは事前の申請および許可が必要となりますので、変更前に相談していただくようお願いします。許可までに時間がかかる場合もありますのでお早めにご相談ください。

また、歴史的な町並みに調和しない変更の場合、計画の修正をお願いすることがあります。図面等の作成前にご相談いただけるとスムーズに手続きを進められます。

2 修理・修景の補助金を希望される場合

補助金を活用して修理・修景等を行う場合は、以下のような流れになります。補助対象となるのは補助金の交付決定を受けてから契約・着手したものに限りです。時間に十分余裕をもってご相談ください。

2027(令和9)年度に工事をご希望の方は期日までに以下書類をお持ちの上ご相談ください。

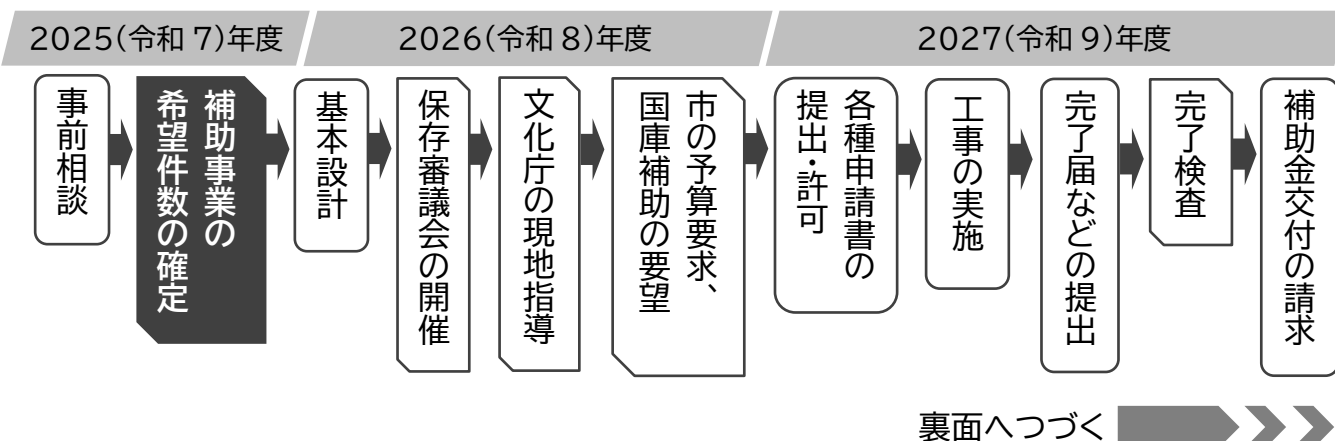
期 日:**2026(令和7)年1月30日(金)**

提出書類:**補助事業実施希望申込書**

※申込書の様式は市ホームページでご確認ください。

また、希望件数、優先度や緊急度の状況を加味して、必ずしも令和9年度内でのご希望に沿うことができない場合もございます。

【2027(令和9)年度に補助を希望される場合の流れ】



3 重伝建地区内の基準(ルール)について

歴史的な町並みを保存し、伝統的建造物(歴史のある建築物・工作物)との調和を図っていくため、重伝建地区には「修理基準」、「修景基準」、「許可基準」があります。以下のように、基準の種類について、特定物件かどうかと補助金の有無によって変わりますが、詳しくは地区内の皆様にお配りしておりますガイドラインや手引きをご覧ください。ホームページをご確認ください。基準に記載のない詳細についてはご相談ください。

「修理基準」…特定物件の現状変更行為に適用されるもの

「修景基準」…補助を希望されていて、かつ特定物件ではない場合の現状変更行為に適用されるもの

「許可基準」…その他地区内の現状変更行為に関して規模の大きさに関わらず守っていただくもの

4 修理基準・修景基準を満たせば補助金を活用できます

修理・修景を行う際には、伝統的な建造物に準じた改修を行う必要がありますが、一方で、規制に対する助成措置として補助金の交付を受けることができます。修理修景による補助金の交付は、建造物の種別によってそれぞれ上限額が異なります。所有されている建物がどの種別に当てはまるのか確認し、期日までに文化スポーツ課にご相談の上、申請いただきますようお願いいたします。

なお、伝建制度では主に外観に対する規制を行うことで須坂地区の歴史的風致の維持を図っていきます。そのため、建物内部の改修等については補助対象外となりますのでご承知おください。建物外観と、建造物を維持するために必要な構造躯体に関する工事に対する補助となります。

修理【対象:特定物件(市の保存活用計画において規定された物件のこと)】

建物種別	店舗・主屋・土蔵・付属屋(製糸業に関連するもの)・長屋	その他の付属屋・社寺	門・塀等の工作物
補助率	80%	80%	80%
補助上限額	2,000万円	800万円	300万円

修景【対象:特定物件以外】

建物種別	店舗・主屋・土蔵・付属屋・長屋	その他の付属屋・社寺	門・塀等の工作物
補助率	60%	60%	60%
補助上限額	750万円	300万円	100万円

重伝建地区の概要、これまでの町並み保存の取り組み、現状変更行為についてなど、詳しくは下記二次元コードからご確認ください。

日頃より町並みの保存・活用にご理解を賜りありがとうございます。昨年度から今年度にかけて、重伝建地区内に土地・家屋をお持ちの方に向けてガイドラインと手引きを配布しております。見当たらない場合はお声がけください。また、現状変更行為についてのご相談やお気づきの点などありましたら気兼ねなくご連絡ください。

編集・発行・問合せ
須坂市 社会共創部 文化スポーツ課
重伝建推進係 担当:池上、小西、山田
☎026-248-9027

詳しくはこちら

